

新材料等を用いた越水に対する盛土強化工法研究会
会則

新材料等を用いた越水に対する盛土強化工法研究会

新材料等を用いた越水に対する盛土強化工法研究会 会則

(名称)

- 第1条 本会は、新材料等を用いた越水に対する盛土強化工法研究会（以下「本会」という）と称する。
- 2 本会の略称を盛土強化工法研究会とする。

(目的)

- 第2条 本会は河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防の整備に必要な新材料（化学製品（化学繊維、アスファルト、複合製品を含む）、メッキ金網、混合土）や新技術（PCa 部材、プラスチック製品など）を用いた盛土強化工法の技術を開発し、良質な社会資本の効率的な整備に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。
- (1) 本会の活動に必要な情報の収集、分析、共有
 - (2) 性能照査項目の設定と性能照査法の開発
 - (3) 性能照査のための共同実験
 - (4) 講演会、現場見学会の開催
 - (5) 異分野連携技術の開発のための本会会員の技術報告会の開催
 - (6) 技術開発に対するアドバイス
 - (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

- 第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する次の者をもって構成する。
- (1) 正会員 一般財団法人土木研究センター及び一般財団法人土木研究センターの賛助会員
 - (2) 特別会員 会の運営上必要な学識経験者で会長の指名する者
- 2 本会発足後、正会員入会の申し込みがあった場合、会員全員の同意があった場合は認める。
- 3 会員は、運営幹事会の承認を得て退会することができる。

(会費等)

- 第5条 本会の運営のため、入会金および年会費として下記を徴収する。但し、総会の決議により必要があるとされた場合は、正会員より臨時会費を徴収することができる。
- | | | |
|-----|-----|-----------|
| 正会員 | 入会金 | 300,000 円 |
| | 年会費 | 100,000 円 |
- 2 作業部会の決議により必要があるとされた場合、作業部会の正会員より臨時会費を徴収す

ることができる。

3 退会した場合、納入した入会金、年会費は返還しない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 4名 |
| (4) 監事 | 1名 |

(役員を選任)

第7条 会長は一般財団法人土木研究センター理事長をもってあてる。

2 副会長、幹事、監事は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに総会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐する。会長が指名した副会長は会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 役員は、総会、運営幹事会に出席する。
- (4) 監事は、本会の収支決算の監査、総会議事録の署名を行う。

(組織)

第9条 本会は、第2条の目的及び第3条の事業を効率的に推進するために以下の組織を置く。

- (1) 総会
 - (2) 運営幹事会
 - (3) 技術委員会
- 2 総会は、会員により構成される。
- 3 運営幹事会、技術委員会にはそれぞれ幹事長、委員長を置き、これらを会長が副会長から指名する。

(総会)

第10条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 第3条に定める活動の計画、報告、予算及び決算に関する事項
 - (2) 役員等の選任
 - (3) 本会則の改廃に関する事項
 - (4) その他、会長が必要と定める事項
- 2 総会は、会長が招集し、定時総会は毎会計年度開始後3箇月以内に、臨時総会は会長が必要

と認めたときに開催する。

- 3 総会は、総会構成員の過半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者（委任状を含む）の過半数で決する。
- 4 総会の議長は、会長が行う。
- 5 総会は、WEB 会議システムを使用することができる。

（運営幹事会）

第 1 1 条 運営幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議事に関すること
 - (2) 作業部会の調整に関すること
 - (3) その他本会の運営に関すること
- 2 運営幹事会は、役員で構成する。
 - 3 運営幹事会は、幹事長が必要と認めた時に招集し開催する。

（技術委員会）

第 1 2 条 技術委員会は、次の活動を行う。

- (1) 性能評価項目の開発
 - (2) 性能照査法の開発
 - (3) 性能照査のための共同実験
 - (4) 性能照査法の取りまとめ
- 2 技術委員会は、委員長の指名する特別会員と作業部会長で構成する。
 - 3 技術委員会には次の作業部会を設置する。
 - (1) 共通作業部会（情報の収集・分析、性能評価項目の検討、全体の取りまとめ）
 - (2) 部位別作業部会（天端部、のり面部、堤脚部）
 - 4 作業部会は参加を希望する正会員で構成する。
 - 5 作業部会長は幹事の中から会長が指名する。
 - 6 技術委員会および作業部会は、それぞれ委員長、作業部会長が必要と認めたときに招集し開催する。
 - 7 作業部会発足後、作業部会に参加の申し込みがあった場合、作業部会の会員全員の同意があった場合は認める。

（事務局）

第 1 3 条 本会は、以下の事務を執行するため「一般財団法人土木研究センター」内に事務局を置く。

- (1) 本会の運営に関する事項
 - (2) 本会の会計処理に関する事項
 - (3) 本会に関わる産業財産権の運営管理業務
 - (4) その他、必要な事項
- 2 事務局経費として、会費の 30%かつ 50 万円未満を計上する。

(会計)

- 第14条 事務局は、会計年度毎に収支予算書を作成し、定期総会で承認を得ることとする。
- 2 事務局は、会計年度毎に決算書を作成し、監事の監査をうけるとともに、定期総会で承認を得ることとする。
- 第15条 本会の会計年度は、6月1日から翌年の5月31日までとする。

(関連発明の取扱)

- 第16条 本会が行う活動において発生した知的財産権（ノウハウ及びプログラム等の著作物を含む）の持分は、会員が協議の上、定めるものとする。
- 2 前項の権利の取得や維持に必要な手続きは、前項により持分を有する会員が共同で行うものとする。
- 3 第1項の知的財産権に係るノウハウを指定しようとするときは、第1項により持分を有する会員が協議し、秘匿すべき期間を明示した上で指定する。
- 4 前二項の規定により共同出願する発明及び指定するノウハウの実施等に関する取扱いについては、第1項の規定により持分を有する会員が協議してこれを定めることとする。
- 5 実用新案法上の考案、意匠法上の創作及び商標法上の商標の使用の取扱いについては前四項の規定を準用する。

(関連著作物の取扱)

- 第17条 会員は、退会後も含めて、本会の事業による未公表の成果を第三者に知らせようとするとき、又は公表しようとするときは、事前に文書で他の会員全員の同意又は運営幹事会の承認を得るものとする。
- 2 前条第1項の知的財産権に係るプログラム等の著作物のプログラム登録や実施等に関する取扱いについて、前条第1項により持分を有する会員が協議してこれを定めることとする。

(機密の保持)

- 第18条 会員は、本会則を遵守し、本会の活動において知り得た情報および知見は、入会中及び退会後にかかわらず会員以外の第三者に漏洩または開示してはならない。

(解散)

- 第19条 本会は総会において会員3分の2以上の同意をもって解散することができる。

(協議)

- 第20条 本会則に定めなき事項、または運用において疑義が生じた事項については、その都度総会の議決をもって解決する。

(施行)

- 第21条 本会則は、令和3年3月23日から施行する。

(附則)

1. 令和2年度の入会者の入会金は、免除する。
2. 令和2年度の年会費は、半額とする。

以上